

情報公開規程

目的

第1条 この規程は、一般社団法人マンガアーカイブ機構（以下「この法人」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

法人の責務

第2条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

利用者の責務

第3条 第6条に規定する情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

情報公開の対象、方法

第4条 この法人は、定款第35条に規定の対象を、書類の事務所備え置き及びインターネットの方法により行うものとする。

書類の事務所備え置き

第5条 この法人は、法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

事務所備え置きの書類

第6条 前条の事務所備え置きの対象とする書類は別表1に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表1中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の書類を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を公開する。

閲覧場所及び閲覧日時

第7条 この法人の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所の事務局とする。

2 閲覧の日は、この法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前10時から午後5時までとする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

閲覧等に関する事務

第8条 閲覧希望者から別表1に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
- (3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

インターネットによる情報公開

第9条 この法人は、定款第35条の規定のほかに、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

その他

第10条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事会の決議を経て行う。

管理

第11条 この法人の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

改廃

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を要する。

附則

この規程は令和5年6月28日より実施する。

改定履歴

令和5年6月28日 新規作成

別表 1

一般社団法人マンガアーカイブ機構 情報公開規程

対象書類等の名称		保存期間
1	定款	永年
2	会員名簿	永年
3	事業報告	5年
4	事業報告の附属明細書	5年
5	貸借対照表	5年
6	損益計算書（正味財産増減計算書）	5年
7	貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書	5年

様式 1

閲覧（謄写）申請書

一般社団法人マンガアーカイブ機構

代表理事 大石 卓 様

申請年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申請者 _____

申請者住所 〒 _____

電話番号 _____

私（申請者）は、下記の閲覧（謄写）目的に従って閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧（謄写）の目的

閲覧対象書類（該当するものを丸で囲んでください。）

1. 定 款
2. 会員名簿
3. 事業報告
4. 事業報告の附属明細書
5. 貸借対照表
6. 損益計算書（正味財産増減計算書）
7. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書